

平成28年4月1日

関係各位

阿見町総務部管財課

平成28年度入札契約制度等の一部改正について

本町における入札契約制度等については、様々な改善に取り組んでいるところですが、その透明性・公正性・公平性・競争性のより一層の向上を図ることを目的に、平成28年4月から下記のとおり一部を改正することとしたので、お知らせします。

記

①中間前払金制度の導入について

公共工事品質確保促進法（品確法）の運用指針により、公共工事の適正な施工の確保と受注者の資金調達の円滑化を図るため、町が発注する建設工事（請負金額500万円以上）において、中間前払金の認定をした場合に、当初の前払金（請負金額の4割以内）に追加して前払金を支払う（請負金額の2割以内）中間前払金制度を導入します。

②平成29・30年度阿見町一般（指名）競争入札参加資格審査申請の受付について

※建設工事の登録については社会保険の加入を必須要件とします。

町では、特に建設業者の社会保険加入を推進するため、平成29年1月に受付を予定している入札参加資格審査申請から、有資格者名簿に登録できる建設業者を社会保険に加入している者に限定することとします。社会保険に未加入の場合は受け付けできませんので、ご留意下さい。

○問合わせ先

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

阿見町 総務部 管財課 契約検査係

TEL：029-888-1111(代)

FAX：029-887-9560

E-mail：kanzaika-ofc@town.ami.lg.jp